

就職や退職、転居などに伴って届け出が必要です。14日以内に手続きをしてください。届け出が遅れると、医療費を全額自己負担しなければならないことがあります。

必要書類 本人確認書類・世帯主と異動する方の個人番号
*このほかに、下記のものを持参してください。

申込み 保険年金課か西部・大曲・西の里出張所

〈国保に加入するとき〉

- 転入した＝特定同一世帯所属者異動連絡票・旧被扶養者異動連絡票 (いずれも該当者だけ)
- 勤務先の健康保険をやめた、扶養家族から外れた＝資格喪失証明書
- 任意継続している健康保険の期間が終了した＝資格喪失証明書か任意継続の健康保険証 (全員分)
- 子どもが生まれた＝健康保険証・印鑑・世帯主の預金通帳など
- 生活保護を受けなくなった＝生活保護廃止決定通知書

〈国保をやめるとき〉

- 転出する＝健康保険証
- 勤務先の健康保険に加入した、扶養家族となった＝国保と勤務先の健康保険証 (全員分) か資格取得証明書
- 国保加入者が死亡した＝健康保険証・印鑑・会葬はがき・喪主か施主の預金通帳など
- 生活保護を受ける＝健康保険証・生活保護開始決定通知書

〈その他に手続きが必要なとき〉

- 住所や氏名、世帯主が変わった＝健康保険証
 - 就学で他市町村に住む＝健康保険証・在学証明書など
 - 市外の施設や、介護保険の適用除外施設に入・退所する＝健康保険証・在所証明書
- *健康保険証をなくしたときも、手続きが必要です。



北海道では動物の命を尊重するため、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」を定めています。ペットは家族の一員として、最期まで面倒を見てください。飼い主としての責任を自覚し、ペットの安全と健康を守ると共に、ほかの人に迷惑をかけないように十分に配慮しましょう。

犬を飼うときのルール・マナー

◆ふん・尿は必ず片付ける

公園や道路、家の前などで、始末していない犬のふんを見掛けたり、春に雪の下から出てきたりします。散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。尿は、なるべく自宅の敷地内でさせましょう。散歩中にさせるときは、周りの方の迷惑にならないよう綱で管理しましょう。また、飼育場所は常に清潔に保ちましょう。

◆外で飼う場合はおりなどに入れるか、鎖でつなぐ

鎖は2m以内のものにしましょう。すり減っていないか、首輪が抜けやすくなっていないか、時々点検してください。鎖が付いたまま逃げ出すことは、珍しくありません。

◆散歩するときは綱を引く

犬を放すのはやめましょう。子どもを追い掛けたり、人をかんだりする事故が毎年起きています。「うちの犬は大丈夫」と思っている、ほかの方には迷惑です。散歩中は、綱を短めに持ちましょう。



◆無駄ぼえを減らす

無駄ぼえを減らすためには、根気強いしつけと適度な運動が必要です。周りの方に迷惑が掛からないようにしましょう。

◆狂犬病予防注射を受けさせる

毎年4月上旬ごろ、畜犬登録をした方に狂犬病予防注射の案内を送付しています。動物病院での予防注射や、市内の公園や会館などで実施する集合注射を必ず受けさせましょう。

*集合注射の日程などは、本紙5月1日号でお知らせします。



啓発看板の貸し出し

自治会・町内会や個人の方に貸し出します。看板面は縦60cm×横40cmで、高さは140cmです。
*数に限りがあります。



飼い犬がいなくなったときは

捜しても見つからないときは、環境課や最寄りの交番、千歳保健所 (☎0123-23-3175) に連絡してください。

◆放浪犬の管理手数料

市が放浪犬を捕獲・保護したときは、市役所で一時保護します。3日たっても飼い主が見つからない場合は、保健所へ搬送します。市から犬を引き取る場合は、手数料が掛かります。

手数料

- 返還手数料 1頭=850円
- 飼養管理手数料 (2日目以降) 1頭1日=1,200円

野良猫を増やさないようにしましょう



よくある苦情・相談

- 家の周りをうろろしているのを捕獲してほしい
- 子猫を産んだので何とかしてほしい
- 庭や畑を荒らされたり、ふんや尿をされたりして困っている

猫は、市が直接捕獲できる法的な根拠がありません。避妊・去勢手術をせずに放し飼いにする、時間を決めずに置き餌をするなど、ほかの人の迷惑になる行為は絶対にやめましょう。

猫を飼うときは、病気や交通事故、行方不明になるのを防ぐため、必ず室内で飼いましょう。また、飼い猫と分かるよう首輪などを付けましょう。